

特別管理産業廃棄物処理業 ^{廃止} _{変更} 届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者
住 所

氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ^{廃止} _{変更} したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 氏 名	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日（法人で規則第 10 条の 23 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30 日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

産業廃棄物処理業変更届出書の添付書類等について

【申請者が個人の場合】

下表左欄に記載する事項に変更があった場合には、産業廃棄物処理業変更届出書（様式第11号）に必要な添付書類及び図面を添えて提出してください。いずれの項目についても、**変更があった日から10日以内**に届出書を提出する必要があります。

変更する事項	添付書類及び図面
住所	① 住民票の写し
氏名又は名称	① 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
令第6条の10に規定する使用人	① 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ② 該当者が政令使用人である旨の申立書 ③ 欠格要件に該当しない旨の申立書（様式第2号） ※①～③は、辞任等のときは不要 ④ 政令使用人の新旧対照表、一覧表
事務所の所在地	① 事務所の概要図
事業場（駐車場）の所在地	① 駐車場の位置図、概要図及び写真 ② 不動産に係る登記事項証明書、公図 ③ 申請者が所有者でない場合は、賃貸契約書の写し等
運搬車両（重機）	① 車両の写真2枚（真正面、真横） ② 自動車検査証の写し（届出日に有効期限が満了していないこと） ③ 申請者が所有者又は使用者でない場合は、賃貸契約書の写し等 ※①～③は、増車分についてのみ添付すること ④ 運搬車両の新旧対照表、一覧表
施設、その設置場所、構造または規模	① 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図 ② 施設及び場所の所有権または使用権を証する書類 ③ その他必要な書類
保管場所	① 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図 ② 施設及び場所の所有権または使用権を証する書類 ③ その他必要な書類

注意事項

- (1) 住民票の写しは本籍記載のもの。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、東京法務局後見登録課又は各都道府県の法務局の本局にて発行できます。詳細は、お近くの法務局にお問い合わせ下さい。
(石川県は金沢地方法務局)
- (3) 各種証明書は、届出日から3か月以内に発行された原本を提出すること。
- (4) 提出にあたっては、正本1部及び副本1部の計2部を提出すること。

【申請者が法人の場合】

下表左欄に記載する事項に変更があった場合には、産業廃棄物処理業変更届出書（様式第11号）に必要な添付書類及び図面を添えて提出してください。変更する事項ごとの届出期限内に届出書を提出する必要があります。

変更する事項	添付書類及び図面	届出期限(※)
住所	① 商業登記簿の登記事項証明書	30日
氏名又は名称	① 商業登記簿の登記事項証明書	30日
法人の役員 (取締役、監査役、 相談役・顧問等)	① 商業登記簿の登記事項証明書（変更（辞任等を含む）があった役員の異動年月日が確認できるものであること） ② 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ③ 欠格要件に該当しない旨の申立書（様式第2号） ※②・③は、辞任等のときは不要 ④ 役員の新旧対照表、一覧表	30日
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者	① 住民票の写し（変更のあった者が法人である場合は、商業登記簿の登記事項証明書） ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（変更のあった者が個人である場合） ③ 欠格要件に該当しない旨の申立書（様式第2号） ※①～③は、株主等が発行済株式総数の100分の5未満の株式を有することとなる等のときは不要 ④ 株主等の新旧対照表、一覧表	株主等が個人 10日 株主等が法人 30日
令第6条の10に規定する使用人	① 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ② 該当者が政令使用人である旨の申立書 ③ 欠格要件に該当しない旨の申立書（様式第2号） ※①～③は、辞任等のときは不要 ④ 政令使用人の新旧対照表、一覧表	10日
事務所の所在地	① 事務所の概要図	10日
事業場（駐車場）の所在地	① 駐車場の位置図、概要図及び写真 ② 不動産に係る登記事項証明書、公図 ③ 申請者が所有者でない場合は、賃貸契約書の写し等	10日
運搬車両（重機）	① 車両の写真2枚（真正面、真横） ② 自動車検査証の写し（届出日に有効期限が満了していないこと） ③ 申請者が所有者又は使用者でない場合は、賃貸契約書の写し等 ※①～③は、増車分についてのみ添付すること ④ 運搬車両の新旧対照表、一覧表	10日
施設、その設置場所、構造または規模	① 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図 ② 施設及び場所の所有権または使用権を証する書類 ③ その他必要な書類	10日
保管場所	① 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図 ② 施設及び場所の所有権または使用権を証する書類 ③ その他必要な書類	10日

※届出期限は変更があった日から起算すること

注意事項

- (1) 住民票の写しは本籍記載のもの。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、東京法務局後見登録課又は各都道府県の法務局の本局にて発行できます。詳細は、お近くの法務局にお問い合わせ下さい。（石川県は金沢地方法務局）
- (3) 各種証明書は、届出日から3か月以内に発行された原本を提出すること。
- (4) 提出にあたっては、正本1部及び副本1部の計2部を提出すること。